

視 Point of View 点

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 議長

ながおか たかし
長岡 隆



世界の資本市場の信頼性確保に 重要な役割を果たす監査とIFIAR

1. はじめに

企業による財務報告の信頼性を確保する監査は資本市場を支える根幹です。各国・地域の監査監督当局が集いグローバルな監査品質の向上を目指す監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators: IFIAR) の活動は、世界の資本市場の健全な発展のためますます重要になってきています。

2023年4月に米国のワシントンD.C.において開催されたIFIAR本会合で、IFIAR副議長の任期を満了し、IFIAR議長 (第10代) に選出されました (任期2年)。アジアからの議長選出は、2006年のIFIAR設立以来初であり、非常に光栄なことと受け止めています。

本稿では、IFIARの概要や主な活動を紹介し、IFIAR議長としての抱負についても述べたいと思います。

2. IFIARの設立経緯・概要

IFIARは、グローバルに監査監督を向上させることにより、投資家を含む公益に資することをミッションとし、①当局間で知見を共有し加盟当局の能力向上を図るとともに、②協調して国際的に重要な監査関係者と対話を行うことで、グローバルな監査品質の向上、ひいては資本市場の公正性・透明性の向上に取り組んでいます。

加盟当局数の増大や取組の拡大・深化等を受けて、2017年に常設事務局を東京に開設したほか、その運営についての意思決定機関である代表理事会 (16以下の国・地域で構成) を設置しました。

2023年7月現在、54か国・地域の監査監督当局が加盟しています。

3. IFIARの主な活動と組織構成

IFIARは、正副議長レベルでのIFIARを代表した活動や、代表理事会における議論のほか、具体的な取組はWG (ワーキンググループ) やTF (タスクフォース) が担っています。以下では、IFIARの活動を、①加盟当局の能力開発、②関係者との対話という切り口でご紹介するとともに、IFIARの主要な公表物である「検査指摘事項報告書」についてご紹介します。

(1) 加盟当局の能力開発

検査ワークショップ (IW) WGや執行 (E) WGでは、それぞれ検査や執

行に関して定期的にワークショップを開催したり、特定のトピックに関して随時ウェビナーを開催するなどして各当局の経験や課題を含む知見を共有しています。

なお、2023年1月に設置されたサステナビリティ保証 (SA) TFでは、各国で、サステナビリティ情報に対する保証の制度化の有無、制度化された場合の保証の提供主体やその監督主体が必ずしも決まっていな中で、現状、明確な権限を有していない加盟当局がどのように準備していけばよいかを検討しています。

(2) 関係者との対話

世界の監査市場において、いわゆる6大グローバル監査法人ネットワーク¹が大きな役割を担っている中、グローバルな監査品質向上を実現するためには、各国のメンバーファームに影響力を有するグローバルの経営陣等に直接働きかけることが重要です。このため、IFIARは、監査品質に係る定量的な調査結果 ((3)参照) 等も踏まえて、これら6大ネットワークの経営陣や担当者と種々のレベルで定期的に対話し、高品質な監査の一貫した実施を促しています。また、国際品質マネジメント基準第1号 (ISQM1) の適用への対応状況や、テクノロジー活用の監査品質への影響、各ネットワークが直面する課題等について意見交換しています (IFIAR本会合、正副議長と各ネットワークCEOとの対話、グローバル監査品質 (GAQ) WG、テクノロジー (T) TF等)。

基準調整 (SC) WGは、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) や国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) といった国際的な基準設定主体と定期的に対話するとともに、公開草案に対するコメントレター²の作成等を行っており、各当局が単独で対応するよりも強い影響力を発揮しています。

投資家・その他利害関係者 (IOS) WGは、諮問グループ (Advisory Group) メンバー等と監査品質の向上に資する事項について対話し、得られたインプットを加盟当局に還元しています。

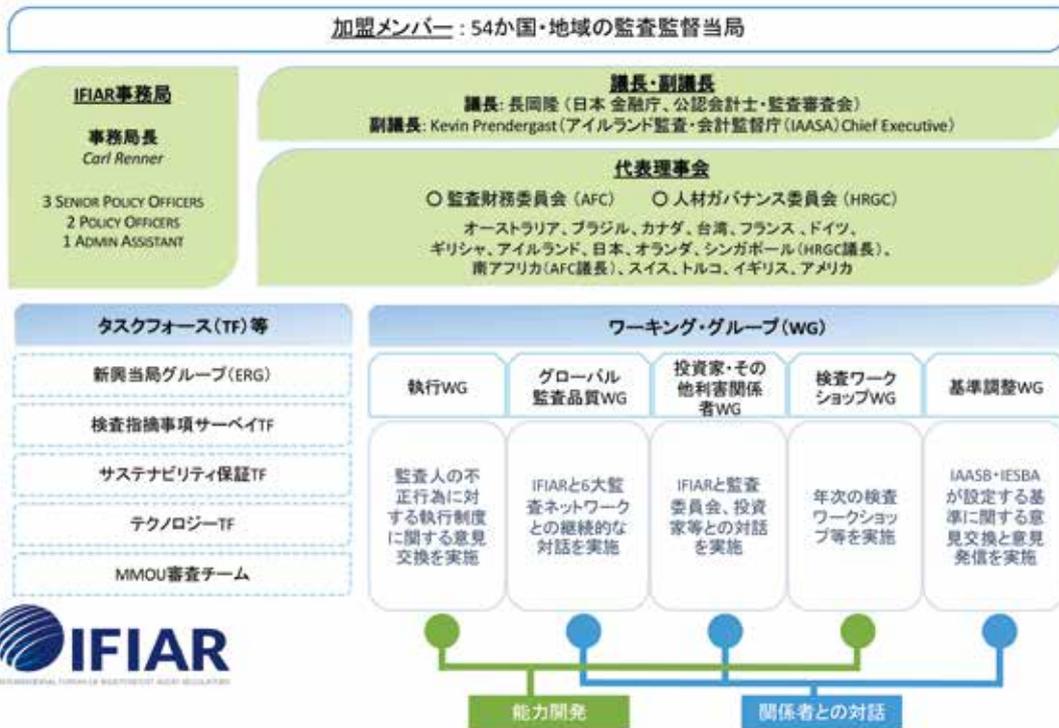
また、IFIARは、対外的な活動として監査基準設定主体等のガバナンスを監視する国際機関であるモニタリング・グループ (MG) に参画しているほか、金融安定理事会 (FSB) の外部監査ラウンドテーブル等にも参加し、IFIARの取組を紹介するなど国際的な議論に貢献しています。

(3) 検査指摘事項報告書

IFIARは、2012年より毎年、加盟当局による6大ネットワークの品質管理態勢及び個別監査業務に係る検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」

Point of View

IFIARの組織図



(資料) 金融庁

(Survey of Inspection Findings)として公表しています。本報告書では、検査の指摘の全般的な傾向を明らかにする一手段として、重要な不備が指摘された割合等の定量的情報を時系列で提供しています。個別監査業務の指摘率は、2014年以来、改善傾向にあります。依然として、検査対象となった監査のうち4分の1超において少なくとも1つの不備が検出されていることから、高品質な監査の一貫性ある実施に向けた努力の継続が求められます。

監査関係者には、指摘率の低下それ自体を目的とするのではなく、監査品質の向上に向けた一貫性ある取組を続けることが重要（指摘率の改善はその結果）であるをご理解いただきたいと思います。

また、読者の方には、そもそも検査はリスクベースで行われていることや、検査での指摘はあくまでも監査手続上の不備であり、必ずしも財務諸表における重要な虚偽表示を示唆するものではないことにご留意いただきたいと思います。

4. IFIARに対するこれまでの日本の貢献

金融庁及び公認会計士・監査審査会は、IFIARの設立当初から加盟し、代表理事会にも設置以来メンバーとして参加しており、一貫して、加盟当局間の知見の共有や監査関係者との対話等を通じ、IFIARの活動に積極的に貢献してきました。私自身も、WGの議長やIFIAR全体の副議長を務めるなどしつつ、IFIARの活動や組織運営に最大限貢献すべく努めてきました。

また、IFIARは日本に本部を置く初の金融関係国際機関であり、ホスト国として事務局の運営を継続的にサポートしています。日本公認会計士協会をはじめ多くのステークホルダーの方々に参加いただいている「日本IFIARネットワーク」ⁱⁱ⁾にも、IFIAR事務局の誘致の過程から側面支援をいただき、現在も監査品質に関する意見交換等に参加いただいております。改めて御礼申し上げます。

5. IFIAR議長としての抱負

IFIAR議長として、国際的に重要な監査関係者との対話・連携を緊密化し、課題設定や議論をリードすることにより、今後も一層、IFIARが国際機関として発展・成長し、グローバルな監査品質を向上できるよう貢献していきます。また、メンバー構成の更なる多様化の観点から、アジアを含む新興国メンバーの拡大に向け努めていきます。

監査を取り巻く環境は大きく変化し、IFIARとしても、伝統的な監査品質の論点に加え、例えば監査を担う人材の育成・確保、ESG情報に対する保証など様々な課題に向き合う必要があります。「多様な視点を機動的に取り込む組織運営」を一つの柱として、日本を含む加盟当局から幅広く知見や問題意識を吸い上げ、諸課題への的確な対応につなげていこうと考えています。

2024年4月のIFIAR本会合は大阪開催を予定しており、有意義な会議となるよう準備していきます。

6. おわりに

冒頭に述べたとおり、企業による財務報告の信頼性を確保する監査は、社会のインフラとしてきわめて重要です。グローバルな監査品質の向上という共通の目標に向け、当局やIFIAR、監査人をはじめ、財務報告エコシステムのステークホルダーがそれぞれの役割を果たしつつ、ともに取り組んでいきたいと考えております。

(注)

i) BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG、PricewaterhouseCoopers

ii) 2016年12月に設立され、IFIAR事務局の国内におけるネットワークへの寄与、我が国における監査に関する議論のIFIAR事務局へのインプット、IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じたIFIARにおける取組の紹介などの活動を行っている。<https://www.fsa.go.jp/ifiar/20161207-3.html>